

2016年5月

産業カウンセラー試験 受験資格変更について

一般社団法人日本産業カウンセラー協会

協会では、2013年度より「学士」受験資格による受験者の方に、産業カウンセリングのご理解を深めていただく目的で「学士対象カウンセリング実習講座」を実施してまいりましたが、今後の産業カウンセラーの育成と輩出を検討した結果、当協会の養成カリキュラムを履修の上、受験していただくことが望ましいとの結論に至りました。

そこで、産業カウンセラー試験の受験資格を変更し、2017年度（2017年4月以降）に実施する産業カウンセラー試験より「学士」の受験資格を廃止いたします。

「学士」受験資格により受験を希望される方には、2016年度（2017年1月実施）の産業カウンセラー試験を受験いただきますようご案内いたします。

なお、下記の通り、経過措置を講ずることとしますので、あわせてお知らせいたします。

【受験資格の変更】

- 1 産業カウンセラー試験の「学士」受験資格を廃止する。
- 2 2017年度の試験（2017年4月以降実施の試験）より適用いたします。

【経過措置について】

4年制大学学部において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する学部又は専攻（課程）の卒業者であって、産業カウンセラー試験規程第3条4号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として10科目以上20単位以上の取得がある者は、2017年度と2018年度に実施する産業カウンセラー試験*の受験を認める。経過措置による受験を希望する者は、2017年3月末までに協会が指定する手続きを完了すること。

*注：産業カウンセラー試験の試験実施時期の見直しにより、2018年9月卒業の方は、経過措置の対象とならない可能性があります。

2017年度・2018年度の産業カウンセラー試験について、経過措置による受験を希望するには、2017年3月31日までに協会の指定する申請を行い、卒業後の受験資格判定で判定結果が「有」となることが必要です。

【経過措置に関するQ & A】を作成しましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。本件に関するご質問は、専用アドレスをお願いいたします。gkouza@counselor.or.jp

ご回答には、お時間をいただく場合があります。ご自身の受験資格の有無や履修科目に関するご相談やご質問には応じられませんので、予めご了承ください。

産業カウンセラー試験規程(抜粋)

(受験資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。

- (1) 成年に達した者で、協会若しくは協会が他に委託して行う産業カウンセリングの学識及び技能を修得するための講座又は協会がこれと同等以上の水準にあるものとして指定した講座を修了した者
- (2) 4年制大学学部において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する学部又は専攻(課程)の卒業者であって、第4号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として10科目以上、20単位以上を取得し、かつ協会が行う産業カウンセリングの技能を修得するための講座を修了した者。ただし、D群からG群の科目による取得単位は6単位以内とする。
- (3) 大学院研究科において心理学又は心理学隣接諸科学、人間科学、人間関係学のいずれかの名称を冠する専攻(課程)の修了者であって、次号に定めるA群からG群までの科目において、1科目を2単位以内として10科目以上、20単位以上を取得していることを要する。ただし、D群からG群の科目による取得単位は6単位以内とする。
- (4) 科目群は以下のとおりとする。
 - A群：産業カウンセリング、カウンセリング、臨床心理学、心理療法各論(精神分析・行動療法など)などの科目群
 - B群：カウンセリング演習、カウンセリング実習などの科目群
 - C群：人格心理学、心理アセスメント法などの科目群
 - D群：キャリア・カウンセリング、キャリア概論などの科目群
 - E群：産業心理学、産業・組織心理学、グループダイナミックス、人間関係論などの科目群
 - F群：労働法令の科目群
 - G群：精神医学、精神保健、精神衛生、心身医学、ストレス学、職場のメンタルヘルスなどの科目